

1章 必ずお読みください

	ページ
1 フロン類回収業者の役割.....	1-2
1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施	1-2
2 基準に従ったフロン類の回収.....	1-2
3 フロン類の引渡しと引渡報告の実施	1-2
4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施	1-2
5 フロン類年次報告の実施	1-2
2 作業時に注意すること	1-3
1 ボンベ・回収機の取扱い	1-3
2 回収作業時	1-4
3 ボンベ専用ケースの取扱い.....	1-5
4 ボンベの引渡し・運搬時.....	1-6

本書では以下のように注意を区分しています。

注意の区分	危害や損害の程度
 警告	「重度の心身障害または物的損害が発生する可能性がある注意」を示しています。
 注意	「軽度の人身障害または物的損害が発生する可能性がある注意」を示しています。
 ポイント	「機器の故障や作業効率低下を防止するために気をつけていただきたいこと、仕様や性能についてお知らせしたいこと」を示しています。

※本書では自動車再資源化協力機構を「自再協」と略記させていただいています。

1 フロン類回収業者の役割

フロン類回収業者には、5 つの役割があります。

ポイント

以下の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、フロン類回収業の登録を取り消される場合があります。

1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- 引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、他のゴミの混入等の正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- 使用済自動車を引き取ったときは、車台番号を確認して、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

2 基準に従ったフロン類の回収

- フロン類を回収するときは、回収基準（2-3 ページ）に従う必要があります。
- フロン類を回収したときは、その都度電子マニフェストシステムの画面上で車台ごとに自動車メーカー等に引き渡すものか再利用するものかを選択して入力してください^{*1}。

3 フロン類の引渡しと引渡報告の実施

- 回収したフロン類は、再利用する場合を除き、自動車メーカー等が定める「引取基準（性状・荷姿・引渡方法）」（2-16 ページ）に従って、自動車メーカー等が指定する指定引取場所に引き渡す必要があります^{*2}。
- ボンベの運搬についてはフロン類運搬基準（2-12 ページ）に従うことが必要ですが、フロン類回収業者の業務負荷を軽減するため、指定着払い方式（2-13 ページ）を用意しておりますのでご利用ください。
- ボンベを自動車メーカー等に引き渡したときは、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。
なお、フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。

4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事または保健所設置市の市長の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります^{*3}。
- 使用済自動車を引き渡したときは、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

5 フロン類年次報告の実施

毎年度終了後 1 ヶ月以内（4 月末まで）に、事業所ごとに前年度の自動車メーカー等への引渡数量、再利用率、保管量につき、電子マニフェストシステムにより年次報告を行う必要があります。

メモ

- *1 自動車メーカー等への引渡数量、再利用率、保管量は、フロン類年次報告のために各事業所において把握しておく必要があります。
- *2 引取基準に適合しない場合、引取拒否となり、フロン類回収料金が支払われないためご注意ください。
- *3 引渡しの際は、解体自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

2 作業時に注意すること

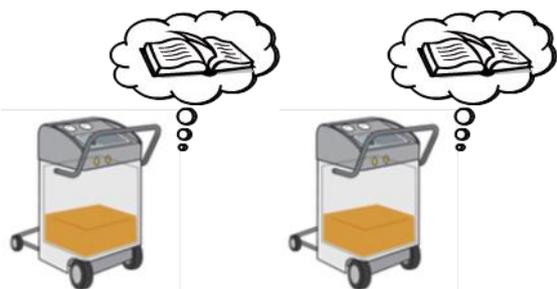
以下の事項に注意して、作業してください。

1

ボンベ・回収機の手扱い

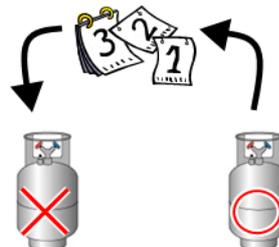
以下の注意事項を守って頂かないと、回収機の故障やボンベが破損する場合があります。

回収機の手扱い説明書を確認の上作業すること



『高圧ガス保安法』で定める検査に合格したボンベを使用し、検査期限切れボンベを使用しないこと

(2-10 ページ)



定期的に回収機の手扱いを行うこと

(2-9 ページ)



充てんするフロン類の名称を明記すること

(2-3・2-12 ページ)



ボンベの刻印が判別できるようにしておくこと

(2-8 ページ)

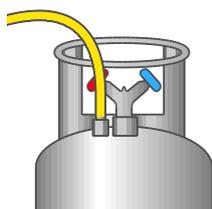


バルブ等からの漏れ、バルブのゆるみ・変形等がないことを常に確認すること

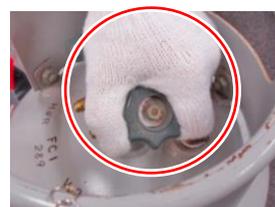
(2-8・2-16 ページ)

過充てん防止機能を確認すること

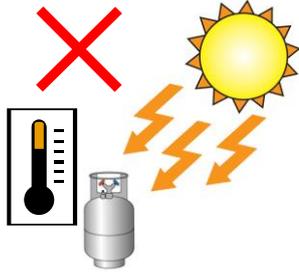
(2-7 ページ)



回収作業を行っていないときはバルブをしっかり閉め、密封すること (2-16 ページ)



直射日光を避け 40℃以下の場所で作業・保管すること
(2-8 ページ)



上限重量を超えてボンベにフロン類を充てんしないこと
※過充てんボンベは写真のように破損する危険があります。
(2-6 ページ)



2

回収作業時

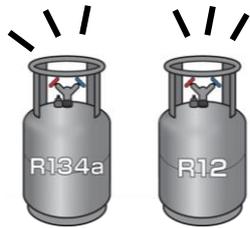
以下のルールを守って安全に作業してください。



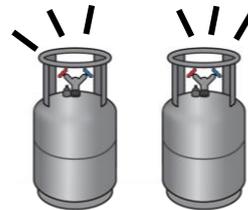
回収基準に従うこと
(2-3 ページ)



『高圧ガス保安法』で定める「上限重量」を超えてボンベにフロン類を充てんしないこと
(2-6 ページ)

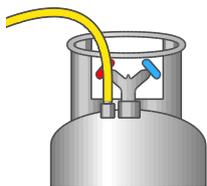


異なるフロン類種別を同ボンベに回収・充てんしないこと
(2-2・2-16 ページ)



a事業所 b事業所

異なる事業所コードのフロン類を同ボンベに回収・充てんしないこと



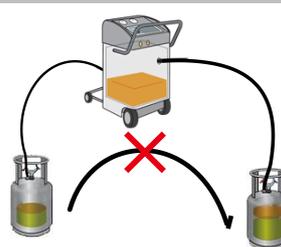
過充てん防止機能を使用すること
(2-7 ページ)



以下のフロン類は同ボンベに回収・充てんしないこと
・使用済自動車 (ELV)
・整備自動車または再利用



大気放出しないこと



移充てんをしないこと
(2-8 ページ)

3

ポンベ専用ケースの取扱い

ポンベ専用ケースは、自再協からの貸与品であり、指定引取場所へポンベを運搬するためのケースです。ポンベ専用ケースが不要になった場合は、自再協にご返却ください。



注意

ポンベ専用ケースは、本来の用途以外に使用しないでください。



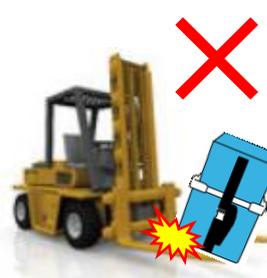
ポイント

ポンベ専用ケースの破損等により使用できない物が多く見受けられます。
故意または本来の用途以外の使用による破損、紛失等は、ケースの実費を請求させていただくことがあります。

ひきずらないこと

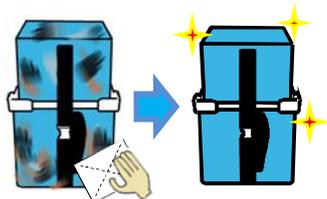


フォークリフト等でぶつけないこと



オイル等で汚さないこと

(汚れたら拭取ってから引渡す)



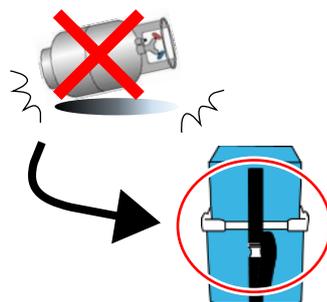
4

ポンペの引渡し・運搬時

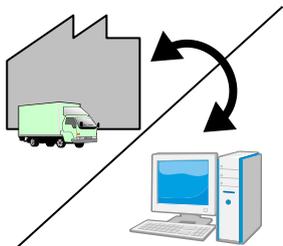
引取基準に従うこと (2-16 ページ)



運搬基準に従うこと (2-12 ページ)



登録した事業所と同じ事業所でポンペを引き渡すこと



間違ったポンペを引き渡さないために、ポンペの引渡し・引取りのときには必ず立ち会うこと

(2-16-3-9 ページ)



引渡し的时候は、ポンペと自動車フロン類引渡状（指定着払い方式の場合は専用伝票）に記載されたポンペ番号が正しいことを確認すること

(3-9 ページ)



ポンペを複数本引渡すときは、伝票と現物のポンペ番号を合わせることを。

(3-9 ページ)

